

有料職業紹介の手数料および返金制度について

1. 紹介を受けた応募者を採用し入社に至った場合、人材紹介の対価としての手数料は以下とする。

手数料：理論年収の 35%（1 人採用ごとの料金／税抜）

2. 手数料を料率で算出する場合は、以下の理論年収に基づいて算出する。ただし、年俸制を採用する場合は年俸額を、1 年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を 1 年間とみなして換算した額を、理論年収とする。

理論年収＝月額固定給（＊）×12 ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数

＊月額固定給＝基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当

通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含まない。ただし、割増賃金を一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額固定給に含む。

3. 応募者が入社後、明らかに応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、支払った手数料の内、以下の金額を返還する。ただし、返還請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月 1 日以降は、理由の如何を問わず、手数料の返還は一切行わない。

1 ヶ月以内・・・手数料の 80%

1 ヶ月超え 3 ヶ月以内・・・手数料の 50%

3 ヶ月超え 6 ヶ月以内・・・手数料の 10%